

## サービスの利用権の販売に関する規約

### 第1条 (目的)

本規約は、株式会社ミロク情報サービス（以下「当社」といいます。）がお客様に対し、サービスの利用権を販売するにあたっての権利義務関係を定めることを目的とします。

### 第2条 (定義)

本契約において用いる用語は次のとおりとします。

- 「本申込書」とは、当社が定める様式による本サービスの利用申込書をいいます。
- 「明細書」とは、申込書に添付され、申込書の記載事項を補完する書面をいいます。
- 「本サービス」とは、本申込書又は明細書に記載のサービスをいいます。
- 「サービス提供者」とは、本サービスの提供者をいいます。
- 「サービス規約」とは、本サービスの提供に関し、サービス提供者が定めた利用規約をいいます。
- 「利用期限単位」とは、本サービスごとに決められた提供期間の単位（月単位、又は年単位を含みますがこれに限定されません）をいいます。

### 第3条 (効力関係)

本規約とサービス規約に相違ある場合は、本規約が優先するものとします。

### 第4条 (権利の譲渡)

- 当社は、お客様が本申込書に署名又は記名押印して当社に提出し、当社がこれに対し承諾した場合、お客様に対し第5条に定める本サービスの利用権を譲渡します。
- お客様は、前項に従って本申込書を提出した時点で、本規約及びサービス規約に同意したものとみなされるものとします。

### 第5条 (権利の内容)

- 本サービスの内容はサービス規約に定めるとおりとし、サービス提供者はサービス規約に基づきお客様に対し本サービスを提供します。
- お客様は、サービス規約で定めるサービス提供者所定の条件をお客様が満たすことにより、本サービスを利用することができるものとします。
- 本サービスを利用できる期間は、本申込書に記載のサービス利用開始日より利用期限単位が経過するまでとし、第9条で定める解約が行われない限り、利用期限単位毎に同内容で自動延長されるものとします。
- お客様は、料金プランや利用者数等のサービス利用条件の変更が可能な場合で、お客様が変更を希望するとき、サービス規約を基礎に当社の定める手続をもって当社又はサービス提供者に対し申し入れるものとします。

### 第6条 (料金)

- 本サービスを利用する権利の料金は、本申込書又は明細書に記載のとおりとします。
- お客様は、本サービスを利用する権利の料金を本申込書記載の期日までに、本申込書記載の方法及び条件で支払うものとします。
- 当社は、本サービスを利用する権利の料金を変更することができます。変更する場合は30日又はサービス提供者がサービス規約で定める本サービスの料金を変更するために必要な予告期間のいずれか短い方の予告期間において、当社又はサービス提供者からお客様に対し、変更後の料金について通知するものとします。
- 料金は、本サービスを利用する権利に基づくものであり、実際の利用に基づくものではありません。
- 料金の支払義務は取消不能であり、支払済みの料金は返金不能です。
- お客様は、本契約に基づく支払いに際し、当該支払いに係る取引に適用される税率に基づいて算出された消費税を付加して支払うものとし、本契約の締結後に税率の変更があった場合には、当該変更後の税率に基づいて消費税の金額を算出し、支払うものとします。また、本契約の期間中に税率の変更があった場合で、当該変更後の期間に対応する利用料金について、契約者が当該変更前の税率に基づいて算出した消費税額を既に支払っていたときは、当該変更後の税率に基づいて算出した消費税額との差額を当社の請求に従って支払うものとします。
- お客様が料金を支払期限までに支払わなかった場合、当社は、以下の何れか又は双方の措置を取ることができます。当社は、以下第2号に基づく本サービスの利用停止によりお客様が被った損害について責任を負いません。
  - 未払金額に対して、支払期日の翌日から支払日まで、年14.6%の遅延利息を請求すること。
  - 本サービスの利用を停止すること。

### 第7条 (無償利用期間)

- お客様は、本申込書に無償利用期間の定めがある場合、当該期間に限り、本サービスが無償で利用することができるものとします。
- 無償利用期間中は、料金は請求されません。
- 無償利用期間終了後、有償による本サービスの利用が自動的に開始し、当社はお客様に対し、前条に基づいて料金の請求を開始します。有償による利用期間は、第5条第3項の定めに関わらず、無償利用期間が終了した翌日から利用期限単位が経過するまでとし、第9条で定める解約が行われない限り、利用期限単位毎に同内容で自動延長されるものとします。なお、自動延長時に無償利用期間は付与されません。
- 当社は、無償利用期間が終了した旨及びお客様が有償で本サービスの利用を開始した旨を通知しません。
- お客様が無償利用期間終了後に料金の請求を希望しない場合、無償期間終了までに、当社所定の書面により通知することにより、本契約を解約することができるものとします。なお、無償利用期間中に本契約を解約した場合、残りの無償利用期間は無効となります。

### 第8条 (通知)

本申込書に記載された事項に変更があった場合、お客様は、当社に対し、当該変更を直ちに書面（電子メールを含みます。）、その他当社が別途合理的に定める方法で通知します。お客様は、当該変更を通知しなかったことによる不利益を負担します。

### 第9条 (解約)

MSDC-086-A-210501

1. お客様及び当社は、3か月前までに相手方に当社所定の書面により通知することにより、本契約を解約することができるものとします。但し、本申込書又はサービス規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
2. 本サービスに最低利用期間がある場合でお客様が最低利用期間経過前に本サービスを解約するときは、お客様は当該期間の残余期間に相当する料金を支払うものとします。
3. 第1項に基づきお客様が解約した場合でも、当社が本契約に基づき受領した料金の返還は行われず、お客様において未払料金がある場合、かかる未払料金の支払債務につきお客様は免責されないものとします。
4. 第1項に基づき当社が解約した場合、お客様が料金を支払済みの未経過期間がある場合、当社はお客様に対し未経過期間に相当する料金を月割りで返還するものとします。
5. お客様及び当社は、本サービス又はサービス提供者のシステム等に生じた不具合によりお客様に対する本サービスの提供販売が3か月以上中断した場合は、本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。但し、本申込書又はサービス規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

#### 第10条 (責任)

1. お客様又は当社は、本契約に違反したことにより相手方に損害等が生じた場合、相手方に対し、当該損害等を補償します。
2. 本契約に関連して当社がお客様に対して何らかの賠償責任又は補償責任を負うとされる場合であっても、その責任範囲は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、すべての請求原因について、お客様に現実に発生した通常かつ直接的な損害等に限定され、当社は、お客様に発生した特別又は間接的な損害等について、その予見又は予見可能性の有無にかかわらず、責任を負いません。また、本サービスの利用に起因又は関連して生じた損害等について、当社の責任範囲は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービス料金の6か月分の金額をもって、その上限とします。
3. 本サービスの利用により作成又は保存されたデータ、各種設定及び各種ソフトウェア、並びに、本件商品若しくは本件ソフトウェア又はその使用に係るOS環境について、そのバックアップ及びセキュリティ確保の責任は、お客様にあるものとします。当社は、当該データ、各種設定、各種ソフトウェア若しくはOS環境又は主記憶装置（メインメモリ）若しくは外部記憶装置（補助記憶装置）におけるデータの破壊、滅失若しくは盗難による損害等について、補償しません。
4. 当社は、本サービスに係る商品性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害及び合法性を含むすべての明示又は黙示の保証を、適用ある法令により許される最大限において否認します
5. 当社は、別途書面によりお客様と合意しない限り、お客様に対し、本サービスのサポートに係るサービスを提供する義務を負いません。
6. その他、当社は本サービスを利用する権利をお客様に譲渡するものであり、本契約に定めるものを除き、サービス規約に基づきサービス提供者がお客様に対し負担する義務を当社が負担することはありません。

#### 第11条 (秘密保持)

1. 本条において「秘密情報」とは、本契約締結の前後を問わず、お客様又は当社が本契約の締結又は履行に関連して知り得た相手方の営業上、業務上、技術上又は財務上の情報をいい、相手方の個人情報及び顧客情報を含みます。
2. 前項にかかわらず、秘密情報には、以下の情報は含まれません。
  - (1) 当該情報の開示を受けた時点で公知の情報
  - (2) 当該情報の開示を受けた後、当該情報の開示を受けた者（以下、「情報受領者」といいます。）が本契約に違反することなく公知となった情報
  - (3) 当該情報の開示を受けた時点で情報受領者が知っていた情報
  - (4) 情報受領者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (5) 秘密情報に依拠することなく情報受領者が独自に開発した情報
3. 情報受領者は、秘密情報を、第三者に開示又は漏洩せず、本契約以外の目的のために使用又は複製しないものとします。また、情報受領者は、秘密情報が漏洩しないよう、必要かつ合理的な管理体制を整備し、善良な管理者の注意をもって管理する義務を負担するとともに、本条に定める義務に違反した場合、相手方に対して速やかに報告し、相手方の指示に従って必要かつ合理的な措置を講じます。
4. 前項にかかわらず、以下の場合、情報受領者は、秘密情報を開示することができます。
  - (1) 本契約の締結又は履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員、顧問、相談役又は従業員（派遣社員を含みます。）に開示する場合。この場合、情報受領者は、当該役員、顧問、相談役及び従業員をして、本条に基づき自己が負担する義務と同一の義務を遵守させるものとします。
  - (2) 当社が本契約に規定される業務を第三者に委託した場合において、委託した業務の遂行上必要な範囲において当社が当該第三者に開示する場合
  - (3) 法令若しくは金融商品取引所その他の規制機関が定める内部規則により開示が義務付けられる場合又は行政官庁、裁判所又は金融商品取引所その他の規制機関により開示要請を受けた場合。この場合、情報受領者は、法令の許す限りにおいて、開示後速やかに相手方に通知するとともに、開示が義務付けられ又は要請された範囲内において開示を行うものとします。
  - (4) 本契約に基づく権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲で開示する場合
5. 当社は、サービス提供者がお客様に対して本サービス又は本サービスの利用に関するサポートを提供するために必要最小限の範囲において、お客様の秘密情報をサービス提供者又は本サービスの販売代理店に提供することがあります。当社、サービス提供者又は本サービスの販売代理店は、かかる情報を顧客の特定がなされないよう十分な配慮を行ったうえで、本サービスの利用に関する傾向や動向を匿名化した情報として分析し、商品・サービスの売れ筋情報や、クロスセリング・アップセリングを目的とした情報として集計・分析・公開することができます。
6. 情報受領者は、本契約が終了した場合又は相手方が要求した場合、相手方の指示に従い秘密情報（複製物を含みます。）を直ちに返還又は廃棄若しくは消去します。

#### 第12条 (期限の利益の喪失)

1. お客様又は当社は、自己について次の各号に掲げる事由が1つでも生じた場合、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を弁済しなければならないものとします。
  - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし若しくは当該申立てを受け

- た場合又は特定調停の申立てをした場合
- (2) 仮差押え、差押え、保全差押え、仮処分、競売の申立て又は公租公課の滞納処分その他の公権力の処分を受けた場合
  - (3) 自ら振り出し又は裏書した手形又は小切手の不渡りを1回でも出した場合
  - (4) 前各号のほか、支払停止又は支払不能の状態になった場合
  - (5) 解散又は事業を廃止した場合
  - (6) 所在不明となった場合
2. お客様又は当社は、自己について次の各号に掲げる事由が1つでも生じた場合、相手方からの通知により、相手方に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を弁済しなければならないものとします。
- (1) 本契約に基づく金銭債務の支払いを1回でも遅滞した場合その他本契約又はお客様と当社との間の契約について重大な債務不履行があった場合
  - (2) 監督官庁から事業停止命令その他の重大な処分を受けた場合
  - (3) 事業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは分割を決定した場合
  - (4) 社員、株主、役員その他の構成員の変動等により、自己の実質的な支配又は同一性に変更が生じた場合
  - (5) 本契約に基づく債務以外の債務(保証債務を含みます。)について期限の利益を喪失し又は期限までに履行ができない場合
  - (6) 第1項各号及び前各号のほか、自己に対する債権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合
  - (7) 死亡した場合
  - (8) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
  - (9) 自己、自己の取締役、執行役その他の役員若しくは無限責任を負う社員又は自己を実質的に支配する者が法令違反、犯罪若しくはそれらのおそれのある行為をした場合又は刑事事件に関与している疑いがあることにより本契約を継続することによって相手方の信用が害されるおそれがある場合
  - (10) 相手方又は相手方の顧客若しくは取引先の利益、業務、信用、名声又は社会的地位を不当に害する行為をした場合
3. お客様及び当社は、自己について第1項又は前項各号に掲げる事由が1つでも生じた場合、直ちに相手方に通知するものとします。

### 第13条 (本契約の解除)

1. お客様又は当社について前条第1項又は第2項各号に掲げる事由が1つでも生じた場合、相手方は、催告なくして本契約の全部又は一部を解除することができます。
2. 本契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
3. 前条第1項又は第2項による解除は、解除された当事者に対する損害賠償請求を妨げません。
4. 前条第1項又は第2項による解除により解除された当事者に損害が生じても、相手方は責任を負担しないものとします。
5. 本契約が終了した場合でも、第6条(料金)、第10条(責任)、第11条(秘密保持)、第13条(本契約の解除)、第15条(反社会的勢力の排除)第5項、第17条(準拠法・管轄・協議)第1項及び同2項は存続するものとします。

### 第14条 (譲渡禁止)

お客様及び当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位又は権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、担保に供する等、処分できません。

### 第15条 (反社会的勢力の排除)

1. お客様と当社は、相手方に対し、現在、自己、自己の取締役、執行役その他の役員若しくは無限責任を負う社員又は自己の経営を支配し若しくは自己の経営に実質的に関与している者が、現在又は過去5年間に於いて反社会的勢力に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 反社会的勢力が経営又は意思決定を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営又は意思決定に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に該当する者であることを知りながら雇用していること
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し若しくは便宜を供与する等の関与をし、又は、反社会的勢力の維持、運営に協力していると認められる関係を有すること
  - (6) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様と当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方若しくは第三者の信用を棄損し又は相手方若しくは第三者の業務を妨害する行為
  - (5) 暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為
3. お客様と当社は、相手方が第1項又は前項に定める表明又は確約に違反した場合、催告なくして本契約の全部又は一部を解除することができます。
4. お客様又は当社は、相手方が締結した本契約に関連する契約(以下、「関連契約」といいます。)の当事者又は代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力であることが判明した場合、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができ、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、催告なくして本契約の全部又は一部を解除することができます。
5. お客様又は当社は、第3項又は前項により本契約の全部又は一部を解除した場合において相手方に損害等が生じても、何らこれを賠償又は補償する責任を負担せず、また、かかる解除により自らに損害等が生じた場合、相手方にその賠償又は補償を請求することができます。

**第16条** (完全合意・変更・特約の禁止)

1. 本契約は、本契約の目的に関連する事項につき、お客様と当社の完全な合意を構成し、本契約締結日以前の合意、了解その他の取決めは、本契約により撤回、排除されます。
2. 本規約に別段の定めがない限り、本契約の条件の変更は、お客様と当社の正当な権限を有する代表者が記名押印した書面によらなければ行うことができません。
3. 本規約に抵触する特約は、本契約締結書面以外の書面であってお客様と当社の正当な権限を有する代表者が記名押印した書面によってのみ合意することができます。本契約別紙に記載された条件のうち、本規約に抵触する条件は、本規約が当該条件を本契約別紙に記載できることを明示的に定めていない限り、効力を有しません。

**第17条** (準拠法・管轄・協議)

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されます。
2. 本契約に関連するお客様と当社との間の紛争については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所又は当社のいずれかの事業所の所在地を管轄する地方裁判所若しくは簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、お客様及び当社は、誠実に協議のうえ、円満に解決を図るものとします。

以上